

1 最初の質問は、コロナから区民の命と生活、営業を守ることにについてです。

コロナの感染拡大から1年5カ月が過ぎようとしています。この間、パートの仕事が減って大変。テレワークで残業代がつかず減収に。テレワークで必要以上の出費が増えた。マスクや消毒液など普段かからない費用が増えた等々、区民生活は大変です。

自粛を要請された飲食店も死活問題です。飲食店に納品していた酒屋さん、お米屋さんなど、あらゆる商店に深刻な影響が出ています。

1) 区民生活をどう守るのか、政治が問われています。全ての人への支援になるのが消費税の減税です。欧米では大金持ちへの増税を検討する一方、消費税の減税を行っています。区民生活、中小商店の営業を守るため、消費税率を5%に引き下げよう、国に要請すること。

答弁を求めます。

【答弁】コロナ禍の長期化を踏まえ、国は生活に困窮する世帯等への給付金制度を新たに創設するなど、追加の支援策に取り組んでいます。

区では、消費税率の引き下げについて国に要請することは考えておりませんが、引き続き、国の動向を注視してまいります。

2) 飲食店などは、国や東京都から営業時間や酒類の提供をやめるなど自粛を要請され続け、「もう限界」「やってられない」等、深刻な事態です。売り上げが大幅に減少していても、家賃などの固定費は容赦なくかかってきます。

テナントに対する家賃助成を行うこと。

答弁を求めます。

【答弁】区の経営相談窓口を訪れる中小事業者からは、資金繰りに関する相談などが多く寄せられております。区独自のテナント向け家賃助成の実施は予定しておりませんが、相談でのこうした声を踏まえ、返済据置期間の延長や特別融資あっせんのほか、国や東京都の融資・補助制度の案内など、各事業者の実情に応じた、きめ細かな支援に引き続き取り組んでまいります。

3) コロナの感染拡大を防ぐカギは、無症状の保菌者を把握し保護することです。そのた

めには、いつでも、どこでも、だれもが何回でもPCR検査が受けられるようにすることが必要です。

PCR検査を自由に受けられる体制をとること。

答弁を求めます。

【答弁】現在、区内においては、民間検査機関や医療機関での検査機会が増えており、症状がない方でも検査を受けることが可能です。区では、無症状の希望者等を対象としたPCR検査の実施は予定しておりませんが、施設で陽性者が発生した場合には、濃厚接触者に限らず、範囲を拡大し、PCR検査を実施しております。これにより、感染源の特定に努めるとともに、施設での感染拡大の防止に取り組んでおります。引き続き、感染状況に応じた必要なPCR検査の実施により、区民の安全・安心の確保に全力で取り組んでまいります。

2 都立病院・公社病院の「独立行政法人化」に反対することについてです。

コロナの感染拡大が収まらない中で、医療機関は厳しい状況が続いています。自・公政治の下で病院の削減、東京都は16あった都立病院を8病院にまで減らしてきました。その結果、医療機関や保健所の職員の疲弊・ひつ迫が起きています。

いま、全ての都立・公社病院はコロナ患者を受け入れています。東京都はコロナ病床を5,600床確保。そのうちの2,000床は都立・公社病院で全体の4割を担っています。

東京都は独法化後の医療を、「外国人受け入れ体制の強化」「医療ツーリズムへの対応」を検討しています。

都立病院を守ろうという都民の運動は広がっています。自民、公明、都民ファーストは「都立病院独法化に反対する請願」を不採択にし「独法化」を推進しています。

都民の命を守る感染症医療や災害医療、難病医療など行政的医療を切り捨てる一方で、海外の富裕層のための医療に力を入れるなど許されません。

港区民が多く利用している、都立広尾病院を都立のままで残すよう区長として東京都に申し入れること。答弁を求めます。(独法化後の都の医療を検討した文書に記載されている)

【答弁】都立広尾病院は、区民に対する質の高い医療サービスの提供や災害医療の拠点としての役割を担うとともに、新型コロナウイルス感染症患者を積極的に受け入れていただ

いております。

独立行政法人化をやめるよう東京都に求める予定はありませんが、感染症対策等における必要な医療体制については、区民へのサービスが低下することのないよう、特別区長会や東京都知事との意見交換会等を通じて、今後も要請してまいります。

3. 育休代替任期付き職員についてです

職員が安心して育休がとれるようにするために、平成3年に成立した「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づいて、港区は平成17年10月から任期付き職員として採用を開始しました。毎年2回の採用試験を実施、合格すると採用予定期間は1年間（更新有り）で、職員の育児休業の取得状況に応じて採用が決まります。「取得状況によっては採用されない場合があります」となっており、合格してもいつ任用されるか、又は1年待っても任用されない場合があるなど、不安定な状況に置かれています。

4月1日現在、育休代替職員は30人が配置されています。保育園は任期付き職員の採用が難しく、派遣保育士で対応しており、4月1日現在、15園19名が配置されています。

1)職員の育休に入るタイミングでの採用になるため、採用までは待機しなければならず、採用がいつになるのかわからない不安定な状況です。これからは、男性の育休取得者も増えていくと思います。誰もが安心して育休が取得できるよう、代替職員の採用時期など雇用条件を見直すべきです。答弁を求めます。

2)他の自治体では正規職員を配置しているところがあります。港区としてもこうした、進んだ自治体を参考に、育休代替職員は正規職員の過員配置で行うこと。答弁を求めます。

【答弁】①育児休業代替任期付職員は、法律の規定により、常勤職員が育児休業を請求する期間のみ任用することができます。

このような中、区では、育児休業に入る前の産前休暇の期間を臨時的任用職員として任用することや、年2回実施している任期付職員の採用選考の情報を提供することにより、希望する任期付職員の継続任用が可能となるよう配慮しております。

育児休業代替任期付職員の雇用条件については、法律の趣旨を踏まえた上で、職員団体と協議をしながら、任期付職員が安心して勤務できる制度運用を検討してまいります。

②現在、保育園においては、安定的に保育現場を運営できるよう、2名以上の職員が同時

に1年以上の育児休業を請求したときは、そのうち1名について、年度当初から常勤職員の保育士を配置しております。

また、事務系職場においても、課題や業務の状況、育児休業の期間を踏まえて、年度当初から常勤職員を配置しております。

今後も、育児休業を代替する職員については、任期付職員の配置を基本としながら、各所属の状況も踏まえた上で、育児休業を請求する職員も、職場で働く職員もお互い、安心して働くことができる職員配置を行ってまいります。

4. 補聴器購入費助成など高齢者の聞こえの支援強化についてです。

「自治体における難聴高齢者の社会参加等に向けた適切な補聴器利用とその効果に関する研究」結果がまとまりました。この事業は、難聴高齢者の適切な補聴器利用に向けた取り組みの課題や対策を検討するための国の事業で、医師や大学教授に加えて自治体代表として高齢者支援課長が検討委員になっています。報告書では、高齢者の半数以上が聴力に何らかの不自由さを抱えていることや難聴高齢者の方が補聴器を使うなどの具体的な対策をとっていないこと、認知症になるリスクとして高血圧やうつ病などより中年期以降の難聴がもっともリスクが高い一方で自治体の聴力検査や補聴器購入費助成などの支援が遅れていることが明記されています。

まとめ（考察）では、今後、自治体に取り組むこととして①難聴を早期発見する仕組みを構築すること②耳鼻咽喉科医との連携づくり③補聴器利用のための補聴器相談医や認定補聴器技能者の周知を計ること④補聴器装用後の難聴高齢者のフォローを行うこと⑤難聴高齢者への戦略的な支援スキームの検討が必要と5項目をあげています。

区長は第1回定例会の答弁で、「研究結果も踏まえ、補聴器の購入費助成について検討する」と答弁しました。

難聴高齢者への支援の遅れ、早期に補聴器を使用することにより高齢者の社会生活の維持、生活の質の低下を防ぐことができるということが報告書で明らかになりました。これまでの支援の遅れを取り戻すためにも、補聴器購入費助成と聞こえの支援を早期に実施すべきです。答弁を求めます。

【答弁】区では、昨年度、厚生労働省による高齢者の補聴器利用に関する研究事業に参画し、高齢者がいつまでもいきいきと生活していくためには、難聴を早期に発見し、補聴器

の適正な使用を支援していくことが重要であるとわかりました。

今後、区は、早期発見のための言語聴覚士による聞こえの講座を開催するとともに、難聴高齢者の社会参加を積極的に支援するため、補聴器相談医、認定補聴器技能者と連携し、補聴器の購入前からアフターケアまでを継続的に支援する港区独自の補聴器購入費助成制度を整備し、高齢者の聞こえを積極的に支援してまいります。

5. コロナワクチン接種予約での区民に寄り添った支援についてです。

5月10日から始まった65歳以上のワクチン接種の予約について、「電話がかからない」「やっと電話が通じたら近くの会場はいっぱい遠くの会場になった」「スマホは持ってない」「子どもに来てもらってネットでとってもらった」「メールアドレスがない」等々、予約が取れるまで高齢者には大きなストレスになりました。6月8日現在、高齢者の予約状況は34, 117で、まだ予約できていない人がいます。区は5月26日から各支所に予約サポート窓口を開設し、支援を始めました。

先日、ひとり暮らしの方でまだ予約できていない方がいるので手伝ってほしいと、知人から連絡を受けて訪問しましたが、まず接種券が見あたりません。本人も「そんなの来ているのかな」とわからない様子です。支所に行ってもらおうと思いましたが、ひとりでは行けそうにありません。問診票の記入も心配です。

1) 接種会場への来場が困難な高齢者に6月中旬から巡回接種を始める計画ですが、支援を必要とする高齢者がひとりも取り残されないよう、きめ細かい支援をすべきです。答弁を求めます。

ワクチンの入荷がはっきりしない、準備期間が少ない、政府からの説明が遅いなど自治体にも大変な負担になりました。

接種券にも会場毎の接種曜日が記入されていないこともあり日にちを決めるのに混乱した。WEBサイトの予約で2回目の予約ができたこと。その取り消しなどと多くの混乱がありました。

2) 今回のやり方をよく検証をし、年齢別に接種券を配布するなど、64歳以下の予約のあり方については混乱を招かないように改善すること。

3) WEB予約については各支所、いきいきプラザなど区民に身近な施設で職員や大学

生などの協力を得て、予約のための支援を行うこと。

4) 情報提供のあり方について、わかりやすい情報提供を工夫すること。

5) 電話予約の場合、何回もかけないと通じないことが明らかになりました。通話料を着信側が負担するフリーダイヤル（0120）にすること。

答弁を求めます。

【答弁】①区は、接種会場に来場することが困難な高齢者に対して、訪問や巡回による接種を今月中旬から開始し、7月末までの完了を目指しています。

具体的には、訪問診療を行っている医師により、誰にも相談できず接種ができない高齢者を把握し、接種を促します。

さらに、介護事業所のケアマネージャーやヘルパー、民生・児童委員、ふれあい相談員の皆さんにもご協力いただき、巡回接種により、施設に入所していない要介護の高齢者にも接種していただけるよう、丁寧に支援してまいります。

②5月17日から開始した高齢者の接種では、コールセンターにつながりにくい、予約が取りにくいといったご意見が多数寄せられました。

今月末の予約開始に向け、コールセンターを現行の30回線から、可能な限り増設し、つながりにくい状況の改善を図ります。

区が優先して接種を行うこととしている、60歳から64歳までの方、基礎疾患のある方が安心して申込みができるよう予約開始日を他の世代の方よりも1週間程度早めに設定いたします。12歳から59歳までの方の予約についてもスムーズに予約ができるよう、システムの安定稼働に努めてまいります。

③区では、ワクチン接種の予約を支援するため、5月26日から各地区総合支所において、予約サポート窓口を開設し、WEB予約やコールセンターによる予約等の支援体制を整え、この間、確実に予約につなげております。

今後、12歳から64歳までの区民の接種開始に向け、各地区総合支所に加え、他の施設でも簡単な問い合わせにお答えできるよう、相談の充実を検討してまいります。

④区は、ワクチン接種に関する情報を正確かつ速やかに発信するために、広報みなと、区ホームページ、デジタルサイネージ等で広く情報を発信しております。

また、これまでワクチン接種の情報に特化したポスターを7回発行し、区設掲示板、区

有施設等での掲示や町会・自治会等を通じて周知してまいりました。

今後のワクチン接種に関する情報量の増加を見据え、区ホームページの特設ページの内容をよりわかりやすく整理するとともに、引き続き、区民が自分に合った媒体から情報を取得できるよう、様々な媒体を活用した積極的かつ丁寧な情報提供に努めてまいります。

⑤コールセンターでは、迅速な予約対応に努めているものの、回線に限りがあるため、特に予約開始日の直後には多くの方にお待たせすることが予想され、その際にかかる通話料は申込者の負担となっております。

安心して予約をしていただけるよう、フリーダイヤルの導入について、現在検討しております。

6. エンディングへの支援についてです。

ひとり暮らし高齢者の多くが自分にもしもの事があつたらどうしようと不安に感じている方が増えています。しかし、何をどうすればいいかわからない方も多いです。「人の死」という触れにくい問題だけに周辺の方も話しづらいというのが現状です。身内がいない方や、死後の準備をしていない方が亡くなった場合、葬儀や家財の処分、年金など行政手続きなど実際は大変な状況になります。今こうした「死後事務」を社協が代行する自治体があります。生前に委託契約を結び、代わりに手続きを代行する仕組みです。名古屋市の社協が実施している「なごやかエンディングサポート事業」では、死後は葬儀、納骨、家財処分、行政手続き、生前は月1回の電話などでの見守りや安全確認、希望者には入退院時の支援などです。行政と社協が協力してやることで、誰もが安心して利用できるのではないのでしょうか。何も準備しないまま亡くなってしまうとご本人の希望しない形で最後を迎えることになってしまいます。

なくなった後もその人らしい最後を迎えることができるためにも早急に検討すべきです。答弁を求めます。

【答弁】区では、各地区の高齢者相談センターにおいて、港区社会福祉協議会と連携しながら、高齢者から寄せられる相続や葬儀などの相談に応じるとともに、いわゆる終活に関する講座を実施しております。

講座では、弁護士や公証人が、死後事務の委任契約制度をご案内するほか、ご自身が望む葬儀の在り方などもご紹介しております。

今後も、港区社会福祉協議会や関係機関との連携を一層強化し、高齢者一人ひとりの状

況や要望に応じた、丁寧な相談や支援に努めてまいります。

7. 生理用品を学校のトイレに設置することについてです

生活の困窮や親のネグレクト等、様々な事情で生理用品を手に入れることができないいわゆる「生理の貧困」が問題となっています。

『#（ハッシュタグ）みんなの生理』代表の谷口歩実さんらが声をあげ生理用品の無料配布は全国各地に広がりました。

港区は、3月29日から中高生プラザと芝浦アイランド児童高齢者交流プラザやリーブラなど10カ所で462セット配布されています。（6/1現在）また、今年度のエンジョイセレクト事業にも盛り込まれることになっています。

4月21日には、教育長に学校のトイレに生理用品を無償設置するよう求める要望書が出され、これを受けて区内公立学校小学5年生から中学3年生までに「生理用品に関する調査」が行われています。6月3日には、新日本婦人の会が区長と教育長に生理用品の設置を求める要請を行いました。品川区、多摩市、千葉県君津市や神奈川県大和市では学校のトイレに生理用品が設置されています。東京都も都立学校への設置を決めました。

港区内小・中学校、区有施設のトイレの個室に生理用品を設置すること。答弁を求めます。

【答弁】現在、区は、10カ所の区有施設の窓口で新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により経済的に困窮し、生理用品の調達が困難な女性を対象に、本年6月末日までの予定で生理用品の緊急配付を実施しております。

7月以降は、エンジョイ・セレクト事業のメニューに生理用品を加えることにより、生活にお困りの世帯に対し支援してまいります。

あわせて、区有施設での配付については、需要を把握し、今後の課題として検討してまいります。

【教育長】教育委員会では、困窮により家庭で生理用品が買えない、準備ができない児童・生徒の実態を把握するため、区立小・中学校に通う小学校5年生から中学校3年生までの、全ての女子児童・生徒に対して「学校生活における生理用品に関する調査」を本年5月から6月にかけて実施しております。

本調査の結果を踏まえ、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校での生理用品の取扱いについて、早急に検討してまいります。

8. 保育園の入園要件の見直しについてです

港区の保育園入園案内では、「育児休業を取得中は保育園の利用調整の対象にはなりません。」とあり、復職が申し込みの条件になっています。

女性の社会進出や共働き世帯の増加などで、育児休業取得率が80%を超えました。これは労働者に与えられた権利であり、制度上2歳まで、企業によっては3年まで休業期間が延びています。

育児休業取得期間が延びたことにより、休業中に第2子を妊娠するケースが生まれます。この場合、復職の目途が立っていなければ第1子は保育園に入りたいと思っても申し込みすらできないということになります。

1) 育児休業の制度や働き方が大きく変わってきた今、保育園も待機児が解消されている今だからこそ様々なケースに柔軟に対応するべきです。育児休業中の保育園申し込みの要件の見直しをすること。答弁を求めます

出産予定月の2か月前から産後57日目の月末までの期間、出産の要件で保育園に入園することができます。出産時のトラブルや多胎児のケース、産後うつなど、子育て支援は欠かせません。特に多胎児の場合は深刻で、現代の核家族化の中で母親にかかる負担が大きく体調を壊した実態があります。親も子もストレスをためながらの子育ては、双方にとって負担で保育が困難な場合に匹敵します。虐待につながる恐れもあります。

2) 出産のための入園期間を延長すること。多胎児の場合はさらに延長すること。答弁を求めます

育児休業明け入所予約制度は2006年12名の枠から始まりました。安心して育児休暇が取れると好評ですが、今年度は入所予約枠数が105に対して申請者数が89と初めて下回りました。今年度から復職時期の変更や定数の枠が増え利用しやすくなっている反面、区立保育園（芝浦アイランド子ども園・港区保育室含む）のみ実施で私立園は対象外、1歳の誕生日の月に復帰が条件、抽選で外れた場合の対応など課題になります。私立園は定員

を開けておくことが運営面での困難につながるとの見解ですが、不公平を生み出すことがあってはなりません。

3)「育児休業明け入所予約制度」を実態に合った制度に見直すこと。答弁を求めます。

【答弁】①保育園の利用については、子ども・子育て支援法で定める、子どものための教育・保育給付の支給要件が必要です。育児休業中は支給要件に該当しないため、保育の必要性は認定されませんが、家庭や子育ての事情により保育を希望する場合は、保育園の一時保育や乳幼児一時預かり事業などにつなげております。

今後とも、育児休業期間中も安心して子育てができるよう、個々の事情に対応した子育て支援サービスを提供してまいります。

②出産を要件とする認定期間は、出産日から57日目の属する月末までと、子ども・子育て支援法で定められております。

出産前については、妊娠初期などの心身の状況から、医師の判断により保育の必要性を確認できる場合は、延長することが可能です。

多胎児の場合については、保護者の心身の負担がより大きいことへの配慮が必要と考えております。

このようなことを踏まえ、今後、出産を要件とする認定期間の延長について研究してまいります。

③育児休業明け入所予約は、保護者が復職後の保育園入園を確保できる制度です。

年度当初から、予約したお子さんが入園するまでの期間、定員の空きを確保することは、私立保育園等において運営費の負担が生じることから、現在、入所予約は、区立保育園と港区保育室で実施しております。

今後、育児休業明け入所予約については、私立保育園の意向を確認してまいります。

9. 私立認可保育園を守ることについてです

区内の小規模保育園は「定員割れがひどくて運営が厳しい。」「定員割れ分の特別補助等年度末に清算するが、そこまで財政的にもたない。」「保育士の一時金が出せない。」と定員割れのために保育園の運営が存続できない事態が目の前に迫っています。「せめて年度末の清算が年に何度かにできないか」と切実です。

1) 運営費などの清算の時期を年度末に限らず、安定した園運営を守るためにも何度かに分けて支給する仕組みを作ること。答弁を求めます

私立認可保育園 59 園中 33 園はすでに特別助成の期限である開設後 5 年以上経過しており、運営面や保育内容が心配です。5 月 1 日現在 0 歳児が 10 名の定員のところ 9 名空いている園がある実態です。今年度の年度途中で小規模保育園としては初めて 2 つの園が丸 5 年を迎えます。労務管理も含め今年から港区による監査が行われます。区として園の実態をしっかりとつかむ必要があります。

2) 保育の質を守るためには人件費を削ることはできません。

何としても認可保育園を守るため、私立認可保育園の定員割れに対する特別助成の開設から 5 年までの期限を削除すること。答弁を求めます

【答弁】①区は、私立認可保育園に対して、国が定める毎月支払う運営費のほか、保育士等キャリアアップ補助事業や保育従事職員宿舍借り上げ支援事業など補助金については、交付決定後、速やかに概算払いをするなどの対応をとっております。

引き続き、私立認可保育園の安定的な運営を支援するため、各種補助金について速やかに支払ってまいります。

②区は、私立認可保育園に対して、国が定める運営費に加えて、保育施設の建物賃借料補助や延長保育補助など、様々な補助制度により、きめ細かく支援しております。

特別助成の期間の 5 年間については、適切なものと考えておりますが、引き続き、私立認可保育園の定員の空き状況や収入状況を把握するなど、運営状況を注視してまいります。

10. 五輪開催は中止。子どもの観戦をやめることについてです。

1) 初めに、コロナ収束の対策に全力を集中するため港区として都及び大会組織委員会に対し、夏のオリンピック・パラリンピックの中止を求めること。答弁を求めます

組織委員会は、安全・安心な大会を実現するため、選手や関係者等に対し、事前の計画書に記載した場所以外への移動制限や、毎日のスクリーニング検査の実施などの規定を定めた「プレーブック」を公表しております。

この規定を遵守しなかった選手等は、大会参加の権利が剥奪されるなど、組織委員会は、確実な履行を促すとしています。

こうした状況を踏まえ、区は、東京都や組織委員会に対して大会の中止を求めることは考えておりませんが、区民等の不安を払拭するため、感染症対策の徹底や適切な情報提供等について、引き続き、求めてまいります。

2) 感染リスクを無視して東京都教育委員会が強行を狙う学校連携観戦。コロナ前の計画にもかかわらず、未だに児童・生徒・教職員ら 81 万人を事実上動員する計画を撤回しません。公共交通機関を利用する際の明確な感染症対策は何一つ示されていません。変異株のリスクもある中ワクチンを接種していない何十万人もの子どもが危険にさらされるのは明白です。港区からは 14,000 人の子どもと 1,000 人の大人が対象です。

教職員は子どもの命を守る義務があります。

- ① コロナ感染と熱中症の危険を伴う学校連携観戦はやめること。
- ② 実施する場合でも希望者のみとすること。
- ③ 参加しない児童・生徒を欠席扱いとしないこと。答弁を求めます。

【教育長】東京2020大会では、観戦体験を通して、平和を実感し、感動を得ることができる、またとない機会です。

教育委員会では、学校連携観戦をオリンピック・パラリンピック教育で育成すべき資質・能力を育むための貴重な学びの場と捉え、観戦の実施について幼稚園長会、小・中学校長会と協議いたしました。

その上で、小学校については授業日として教育課程に位置付け、中学校については、夏季休業期間に生徒が進路選択に向けた学習や取組があることから、授業日とはせず、可能な限り、参加を促すことにしております。

なお、小学生については、保護者が新型コロナウイルス感染症の不安から、児童を参加させない場合は、欠席とはいたしません。

実施に当たりましては、感染症対策や暑さ対策を十分に講じ、幼児・児童・生徒の安全に配慮してまいります。

3) 各地で粛々と開催されている聖火リレー。スポンサー企業の車列が 100m も続きランナーがどこにいるかもわからない、いったい誰のための聖火リレーでしょうか。港区は聖火リレーのためにオリパラ併せて 1217 名のボランティアを集め、131 名の区職員が動員されます。ボランティアや運営スタッフの感染症対策は何一つ示されていないのが現状です。

- ① 港区内の聖火リレーについては、中止を申し入れること。
- ② 実施する場合は公道の通行はやめるよう申し入れること。
- ③ オリンピック・パラリンピックの聖火リレー等の大会関連業務に従事する職員・ボランティアについては港区の責任で数回の PCR 検査を実施すること。答弁を求めます。

以上

【答弁】①②東京都では、聖火リレーの実施に当たり、組織委員会によるガイドラインを遵守した運営計画を区とともに検討を重ねるなど、徹底した感染防止対策を講じております。

このため、組織委員会や東京都に対して、区内で実施される聖火リレーの中止や公道の実施を取り止めるよう求めることは考えておりませんが、ガイドラインに基づく三密の回避やマスク着用による拍手での応援の徹底など、東京都等と引き続き、緊密に連携し、対応してまいります。

③職員やボランティアにおいては、マスク着用や手指消毒の徹底など、基本的な感染防止対策が重要であることから、事前説明会でも感染症対策に関する十分な説明を行うとともに、実施前の検温や体調不良時には当日の参加を見合わせていただくことを徹底することなど、必要な対策を講じてまいります。

このため、職員やボランティア等への PCR 検査の実施は予定しておりませんが、感染防止対策を徹底することで、安全・安心な聖火リレーを実現してまいります。

再質問

熊田 ちづ子 議員（共産党議員団）

《再質問1》

補聴器購入費助成など高齢者の聞こえの支援強化について

《質問要旨》

高齢者の補聴器購入費助成制度の実施時期について、再度答弁してもらいたい。

《区長答弁要旨》

区では、補聴器の購入前からアフターケアまでを継続的に支援する港区独自の補聴器購入費助成制度を整備することを考えている。港区医師会等も通じて、区内補聴器相談医等のご意見もいただきながら、早く適切な制度構築を行い、早く制度化、運用できるよう努めていく。

《再質問2》

定員割れに対する特別助成の見直しについて

《質問要旨》

私立認可保育園に対する特別助成は5年間という縛りを止めて、引き続き支援していく必要があると考える。この点について、再度答弁してもらいたい。

《区長答弁要旨》

私立認可保育園に対しては、区としても、国の規定などに加えて、様々な独自の助成制度も行い、きめ細かく支援している。

特別助成の期間の5年間については、適切なものと考えているが、引き続き、私立認可保育園の定員の空き状況や収入状況を把握し、運営状況を注視する。

《再質問3》

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催における子どもの観戦について

《質問要旨》

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している中で、子どもの安全を最優先に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の観戦を止めるべきだと考える。再度答弁してもらいたい。

《教育長答弁要旨》

教育委員会と幼稚園長会、小学校長会において、コロナ禍という状況を踏まえた上で、より安全な参加方法について検討を進めている。引き続き、児童、生徒が安全に東京2020大会を観戦できるよう調整を進めていく。